

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都宝くじの発売 (七件) (財務局主計部公債課) 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) (環境局環境改善部化学物質対策課) 四
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) 六
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案 (二件) (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・開発企画課) 六
- 都市計画の案 (五件) (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課) 七
- 市街地再開発組合の理事長の就任 (都市整備局市街地整備部再開発課) 九
- 開発行為に関する工事完了 (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) 九
- 全国自治宝くじの発売 (八件) (全国自治宝くじ事務協議会) 一〇
- 令和三年度決算の要旨 一〇

告示

正 誤

○ 令和四年五月三十一日付東京都告示第八百三十八号 (東京都市町村職員共済組合) 四

●東京都告示第千二百六十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百四十五回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
 - 四 証券金額 一枚二百円
 - 五 証券型式 開封式
 - 六 発売期間 令和四年十月二十二日から同年十一月十五日まで
 - 七 抽せん期日 令和四年十一月十八日
 - 八 当せん金支払開始期日 令和四年十一月二十四日
 - 九 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|---------|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 三千万円 | 一本 |
| 一等の前後賞 | 千万円 | 二本 |
| 一等の組違い賞 | 十万円 | 二十九本 |
| 二等 | 百万円 | 三十本 |
| 三等 | 一万円 | 九千本 |
| 四等 | 千円 | 三万本 |

- 五等 二百円 三十万本
- 実りの秋賞 二万円 千五百本
- 計 三十四万五千六十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千二百六十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百四十六回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 五十万枚 一億円
 - 四 証券金額 一枚二百円
 - 五 証券型式 被封式 (被封された特定部分を削り取ることに伴い、一等から五等までの当せんが判明する方法)
 - 六 発売期間 令和四年十月二十二日から同年十一月二十一日まで
 - 七 当せん金支払開始期日 令和四年十月二十二日
 - 八 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|----|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 五十万円 | 五本 |

九	当せん金の額及び当せんの数	計	十六万九千本
八	当せん金支払開始 期日	令和四年十一月三十日	
七	抽せん期日	令和四年十一月二十五日	
六	発売期間	令和四年十月二十六日から同年十一月二十一日まで	
五	証券型式	開封式	
四	証券金額	一枚百円	
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円	
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
一	名称	第二千五百四十七回東京都宝くじ	

●東京都告示第千二百六十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日
東京都知事 小池 百合子

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

九	当せん金の額及び当せんの数	計	二十二万二千四百四十二本
八	当せん金支払開始 期日	令和四年十一月二十三日から同年	
七	抽せん期日		
六	発売期間	令和四年九月二十一日	
五	証券型式	開封式	
四	証券金額	一枚百円	
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円	
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
一	名称	第二千五百四十八回東京都宝くじ	

●東京都告示第千二百六十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日
東京都知事 小池 百合子

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

九	当せん金の額及び当せんの数	計	二十二万二千四百四十二本
八	当せん金支払開始 期日	令和四年十二月二十一日	
七	抽せん期日	令和四年十二月十六日	
六	発売期間	令和四年九月二十一日	
五	証券型式	開封式	
四	証券金額	一枚百円	
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円	
二	受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行	
一	名称	第二千五百四十九回東京都宝くじ	

●東京都告示第千二百六十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日
東京都知事 小池 百合子

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百万枚 四億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和四年十一月三十日から令和五年一月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日	令和四年十一月三十日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 百万円 十二本 二等 五万円 三百六十本 三等 一万円 二千本 四等 千円 二万本 五等 二百円 六十万本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千二百六十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

一 名称	第二千五百五十回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和四年十二月七日から令和五年一月三日まで
七 当せん金支払開始期日	令和四年十二月七日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 三百万円 三本 二等 五万円 二百十本 三等 一万円 千八百本 四等 千円 一万五千本 五等 二百円 四十五万本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千二百六十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千五百五十一回東京都宝くじ 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和四年十二月二十四日から令和五年一月十七日まで
七 抽せん期日	令和五年一月二十日
八 当せん金支払開始期日	令和五年一月二十五日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 一億五千万円 一本 一等の後賞 二千五百万円 二本 一等の組違い賞 十万円 六十九本 二等 百万円 二百十本 三等 三千万円 七千本 四等 千円 七万本 五等 二百円 七十万本 お年玉賞 二万円 二千百本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

計 七十七万九千三百八十二本

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千二百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

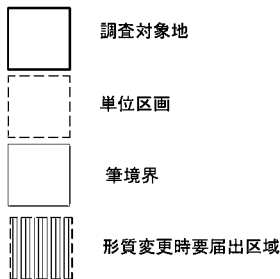
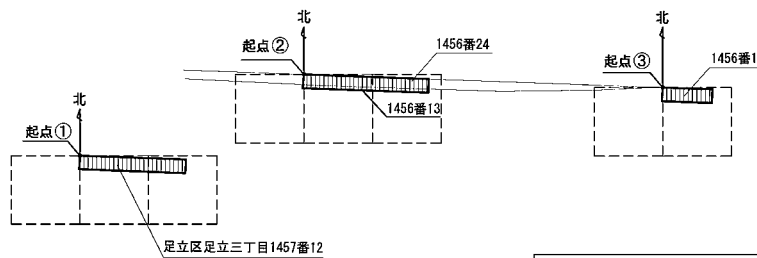
令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区足立三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
起点①は足立区足立三丁目1457番12の最北端とする。
起点②は座標 X: -26231.972, Y: -2112.195とする。
起点③は足立区足立三丁目1456番18の最北端とする。
※起点の座標は、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】
起点① 0度(無回転)
起点② 0度(無回転)
起点③ 0度(無回転)
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十号

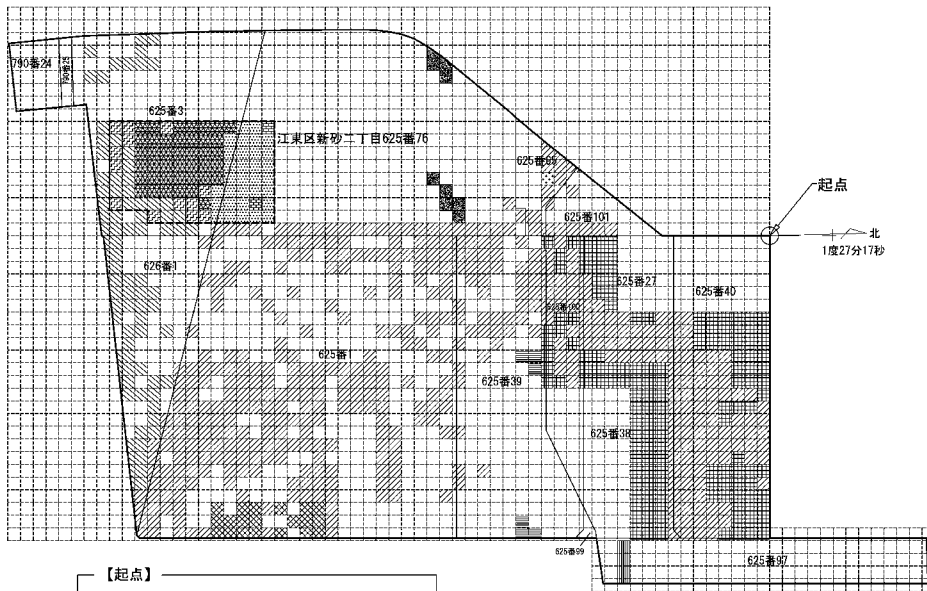
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八條第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
(過去に指定された区画を除く範囲)
- 準境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第167号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第167号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和20年東京都告示第145号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成21年東京都告示第35号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成20年東京都告示第78号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第185号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第75号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第80号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
起点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする

【格子の回転角度（1度27分17秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ミュージック・シェアリング

二 代表者の氏名

五嶋 みどり、五嶋 節

三 主たる事務所の所在地

千代田区麴町二丁目五番地十八 半蔵門ハウス六〇一

号

四 更新された認定の有効期間

令和四年二月三日から令和九年二月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人アジアキリスト教育基金

二 代表者の氏名

荒谷 出

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目三番十八号

四 更新された認定の有効期間

令和四年一月二十五日から令和九年一月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人アトピッツ地球の子ネットワーク

二 代表者の氏名

吉澤 淳

三 主たる事務所の所在地

新宿区高田馬場一丁目三十四番十二号 竹内ローリエ

ビル四〇五

四 更新された認定の有効期間

令和三年十一月三十日から令和八年十一月二十九日まで

で

一 名称

特定非営利活動法人日本セルフセンター

二 代表者の氏名

高江 智和理

三 主たる事務所の所在地

新宿区新宿一丁目十三番一号

四 更新された認定の有効期間

令和四年三月十七日から令和九年三月十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパ

ン

二 代表者の氏名

中島 早苗

三 主たる事務所の所在地

世田谷区南烏山六丁目六番五号 安藤ビル3F

四 更新された認定の有効期間

令和四年三月十三日から令和九年三月十二日まで

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

有楽町・銀座 千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所及び港区役所
 三 縦覧期間
 公告の日から二週間
 四 意見書の提出先
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
 追加する部分
 東京都市計画都市再生特別地区(京橋三丁目東地区)
 中央区京橋三丁目地内
 二 縦覧場所
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所
 三 縦覧期間
 公告の日から二週間

四 意見書の提出先
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都市計画用途地域
 第一種低層住居専用地域
 削除する部分
 中野区上高田四丁目地内
 第一種中高層住居専用地域
 追加する部分
 中野区上高田四丁目地内
 第二種中高層住居専用地域
 削除する部分
 北区桐ヶ丘一丁目及び赤羽台三丁目各各地内
 第一種住居地域
 削除する部分
 目黒区下目黒一丁目地内
 第二種住居地域
 追加する部分
 目黒区下目黒一丁目、北区桐ヶ丘

一丁目及び赤羽台三丁目各各地内
 追加する部分
 江東区亀戸三丁目地内

近隣商業地域
 追加する部分
 江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各各地内
 削除する部分

商業地域
 追加する部分
 江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各各地内
 変更する部分

準工業地域
 追加する部分
 江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに江東区役所、目黒区役所、中野区役所及び北区役所
 公告の日から二週間

三 縦覧期間

意見書の提出先
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都市計画道
 東京都市計画道

路

幹線街路放射
第十四号線

削除する部分
江東区亀戸三丁目及び亀戸八丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画道 都市計画を定める土地の区域
路

幹線街路放射
第十六号線

削除する部分
江東区東陽三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画道 都市計画を定める土地の区域
路

幹線街路放射
第三十一号線

削除する部分
江東区森下一丁目及び森下二丁目
各地内

幹線街路補助
線街路第百十
号線

削除する部分
江東区森下一丁目、森下二丁目、
清澄三丁目、平野二丁目及び深川
二丁目各地内

変更する部分

墨田区東駒形一丁目、本所一丁目、
石原一丁目、横網一丁目、横網二
丁目、亀沢一丁目、緑一丁目、両
国四丁目、立川一丁目、千歳三丁
目、江東区森下一丁目、森下二丁
目、高橋、常盤二丁目、白河一丁
目、清澄三丁目、三好一丁目、平
野一丁目、深川一丁目、深川二丁
目、門前仲町一丁目、門前仲町二
丁目、牡丹一丁目、越中島一丁目、
越中島二丁目、古石場一丁目、中

中央区佃二丁目、佃三丁目、月島一
丁目、月島二丁目、月島三丁目、
月島四丁目、勝どき一丁目及び勝
どき二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに中央区役所、墨田
区役所及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国
立都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

国立都市計画道 都市計画を定める土地の区域
路

三・一・十一
号国立駅舎保
駅線

削除する部分
国立市中一丁目、中二丁目、中三
丁目、東一丁目、東二丁目、東四
丁目及び富士見台一丁目各地内

変更する部分

国立市中一丁目、中二丁目、中三
丁目、東一丁目、東二丁目、東四
丁目、富士見台一丁目及び富士見

台二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び国立市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により板橋駅西口地区市街地再開発組合か
ら次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和四年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

深野 雄二

二 住所

板橋区板橋一丁目十八番五号 深野ビル四F

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年九月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

福生市大字福生字奈賀五百四
十番三、五百四十二番一、同
番二及び同番六

西東京市北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

国分寺市日吉町三丁目七番四、
同番四地先及び日吉町四丁目
三十二番五

中央区日本橋室町三丁目二
番一号
三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 嘉村 徹

あきる野市小川字下久保四百
七十七番二の一部、四百八十
番一及び四百八十一番一

西東京市北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

西多摩郡瑞穂町大字高根字田
尻二十四番一

西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

国分寺市東戸倉一丁目八番一

国分寺市東戸倉一丁目六番
地三
株式会社マザーリーフ
代表取締役 松本美津子

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十八号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和四年九月二十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百四十二回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 四百五十万枚 十三億五千万円

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和四年十月二十二日から同年十一月二十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和四年十月二十二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等	当せん金	当せん本数
一等	千万円	九本
二等	三千万円	九十本
三等	三千万円	九百本
四等	三千万円	九千本
五等	千円	十八万本
六等	三百円	九十万本

計 百八万九千九百九十九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和四年九月二十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百四十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八百万枚 十六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和四年十月二十六日から同年十一月二十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和四年十月二十六日

等	当せん金	当せん本数
一等	三百万円	八本
二等	三百万円	六十四本
三等	一万円	三千六百八十本
四等	千円	二十万本
五等	二百円	二百四十万本

計 二百六十万三千七百五十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百四十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 三億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年十月二十六日から同年十一月二十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年十月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		十万円 四十二本
二等		五百円 四万七千六百本
三等		百円 百四十万本
計		百四十四万七千六百四十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百四十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四億六千万枚 千三百八十億円 (六十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位 (二十三ユニット)。ただし、発売状況により、原則 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット 単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和四年十一月二十二日から同年十二月二十三日まで
七	抽せん期日	令和四年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	令和五年一月六日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		七億円 一本
一等の後賞		一億五千万円 二本
一等の組違い賞		十万円 百九十九本
二等		十万円 四本
三等		百万円 四十本
四等		百万円 二十本
五等		一万円 六万本
六等		三千円 二十万本
七等		三百円 二百万本
計		二百二十六万二千二百四十六本

備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百四十六回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

三 証券型式 一枚三百円
四 証券金額 開封式
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和四年十一月二十二日から同年十二月二十三日まで
七 抽せん期日 令和四年十二月三十一日
八 当せん金支払開始期日 令和五年一月六日
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数
一等 級 三千万円 四本
二等 級 一千万円 八本
三等 級 七百万円 七本
四等 級 三百万円 十本
計 百十万七千七百十二本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百四十七回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 六百万枚 六億円
三 証券金額 一枚百円
四 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)
五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和四年十二月二十四日から令和五年一月十日まで
七 当せん金支払開始期日 令和四年十二月二十四日
八 当せん金の額及び当せんの数
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数
一等 級 三万円 二千四百本
二等 級 五百円 七万二千本
三等 級 百円 百八十万本
計 百八十七万四千四百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百四十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年十二月二十四日から令和五年一月十七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年十二月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 五十四本 二等 十万円 二百七十本 三等 一万円 八千百本 四等 千円 十八万本 五等 二百円 二百七十万本
計		二百八十八万八千四百二十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年九月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百四十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年十二月二十四日から令和五年一月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年十二月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 三千万円 六本 二等 百万円 三十本 三等 十万円 三百本 四等 一万円 四千八百本 五等 千円 十八万本 六等 三百円 百二十万本
計		百三十八万五千三十六本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

<p>令和3年度決算の要旨について</p> <p>東京都市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）第44条の規定に基づき、令和3年度決算要旨を次のとおり公告する。</p> <p>令和4年9月21日</p> <p>東京都市町村職員共済組合 理事長 加藤 育男</p> <p>1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、一部事務組合等31団体の計70団体である。</p> <p>2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び被扶養者数</p> <p>(1) 組合員数 (長期) 29,009人 (短期・保健) 29,004人</p> <p>(2) 標準報酬の月額 (長期) 12,024,500,000円 (組合員1人当たり) 414,509円 (短期・保健) 12,325,630,000円 (組合員1人当たり) 424,963円</p> <p>(3) 標準期末手当等の額 (長期) 46,288,608,000円 (短期・保健) 46,553,614,000円</p> <p>(4) 被扶養者数 (組合員1人当たり) 21,027人 (組合員1人当たり) 0.72人</p> <p>3 組合に従事する職員の数 50人</p> <p>4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表(1)及び別表(2)のとおりである。</p>		

別表(1) 整理別損益計算書

自 令和3年1月1日
至 令和4年3月31日

区 分	総 額 円	短 期 理 理 円	1年未満債権整理 円	1年以上2年未満債権整理 円	2年以上5年未満債権整理 円	5年以上10年未満債権整理 円	10年以上債権整理 円	業務 理 理 円	保 健 理 理 円	借 入 円	借 入 (金額) 理 理 円	貯 金 理 理 円	貸 付 理 理 円	物 資 理 理 円	貯 形 理 理 円
総額	71,441,892,430	19,739,001,943	43,650,032,655	2,791,009,703	184,733,123	0	12,186,061	526,513,666	945,069,244	206,306,493	1,238,455,339	2,093,015,254	27,367,960	281,190,989	0
貸付金	37,427,415,929	8,413,002,126	26,648,336,689	1,395,512,147	184,733,123	0	0	323,349,151	462,482,713	0	0	0	0	0	0
掛金(組合員保険料含む)	27,385,710,364	8,532,930,291	17,001,695,986	1,395,497,566	0	0	0	0	455,586,531	0	0	0	0	0	0
施設収入・商品売上	849,951,764	0	0	0	0	0	0	0	0	104,393,727	744,558,037	0	0	0	0
利息及び配当金	2,271,739,293	49,300,000	0	0	0	0	12,186,061	16,050,000	27,000,000	15,800,000	52,300,000	2,088,495,254	807,978	9,800,000	0
その他の収入	1,806,814,262	1,590,814,975	0	0	0	0	0	126,318,238	0	6,112,766	33,597,302	4,520,000	26,599,982	18,390,989	0
他整理上り繰入	548,796,277	0	0	0	0	0	0	60,796,277	0	80,000,000	408,000,000	0	0	0	0
前年度繰越支払準備金	1,152,954,551	1,152,954,551	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総額	71,956,047,812	19,800,910,003	43,650,032,655	2,791,009,703	184,733,123	0	12,186,061	480,498,819	841,758,775	219,918,944	1,255,300,997	2,314,151,962	379,162,641	26,384,129	0
給付	8,846,329,787	8,846,329,787	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬・職員給与	350,699,473	0	0	0	0	0	0	213,554,576	22,824,872	6,866,353	3,230,265	71,629,572	22,173,604	10,420,231	0
旅費・事務費	67,912,172	0	0	0	0	0	0	27,256,318	8,933,158	3,364,587	3,908,455	17,367,343	3,338,957	3,143,254	0
商品仕入	3,868,132	0	0	0	0	0	0	0	0	3,868,132	0	0	0	0	0
敷金材料費	91,082,324	0	0	0	0	0	0	0	0	21,951,942	69,130,382	0	0	0	0
委託費	924,788,377	0	0	0	0	0	0	11,748,212	13,707,681	91,700,852	785,088,314	16,024,172	3,623,718	3,886,428	0
支払利息	1,970,320,728	0	0	0	0	0	12,186,061	0	0	0	0	1,958,134,667	0	0	0
連合会払込金	248,478,780	248,478,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連合会拠出金	929,854,108	929,854,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期高齢者給付金	1,987,840,175	1,987,840,175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	4,237,264,669	4,237,264,669	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	133,647	133,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付金	2,235,608,887	2,235,608,887	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の支出	48,266,803,970	8,337,367	43,650,032,655	2,791,009,703	184,733,123	0	0	227,339,713	796,293,064	92,166,378	393,943,581	101,996,208	11,428,382	8,925,216	0
他整理へ繰入	548,796,277	60,796,277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000,000	338,000,000	0	0
次年度繰越支払準備金	1,246,266,306	1,246,266,306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引繰越金	△ 514,165,382	△ 61,908,060	0	0	0	0	0	46,014,847	103,310,469	△ 13,612,451	△ 16,845,658	△ 221,138,708	△ 351,794,631	1,806,860	0

正 誤

○令和四年五月三十一日付東京都告示第八百三十八号
十六ページ下段の別図 (4) 中「六四二、〇三七・二八」
を「三二〇、九五一・六四」に、「六四二、一四一・二
六」を「三二一、〇五五・六二」に訂正する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

